

平成 30 年度税制改正に関する提言

平成 29 年 11 月 14 日
全国都道府県議会議長会

地方税財源の充実確保全般について

- 1 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- 2 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。

個別項目について

- 1 消費税・地方消費税の税率引上げまでの間において、社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。
- 2 ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、ゴルフ場から排出されるごみ処理、地すべり対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 3 法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税制度については、長年にわたり外形課税として定着しており、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- 4 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄付金については、税額控除額の算定における「個人住民税所得割の額の2割」という限度額を時限的に引き上げるなど、被災地方公共団体の復興に役立つよう制度の充実を図ること。
- 5 基地交付金等の所要額を確保すること。
- 6 子供の貧困対策については、ひとり親家庭の就労形態の転換促進、未婚のひとり親家庭に対する税負担の軽減、児童養護施設等の子供達の自立支援の充実など、特に厳しい環境に置かれた子供達への支援等を強化すること。
- 7 森林吸収源対策のための税（森林環境税（仮称））については、地方の意見を十分踏まえ、創設に向けた具体的な制度設計を進めること。その制度設計に当たっては、税収を全額地

方の税財源とするとともに、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担、特に広域的な森林環境管理体制の構築のために、都道府県が役割を発揮できるような仕組み及び税源配分の在り方などの課題について十分整理すること。また、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえてしっかりと明確化すること。